

## 鷹栖町移住体験実施規則

### (目的)

第1条 この規則は、鷹栖町に移住を検討している者（以下「移住希望者」という。）が町での生活を一定期間体験できる機会（以下「移住体験」という。）を提供することにより、町外からの移住を促進し、もって町の活性化を図ることを目的とする。

### (事業主体)

第2条 移住体験の事業主体は、町が実施する。

### (定義)

第3条 この規則において移住体験住宅とは、町又は個人が所有する住宅（以下「住宅」という。）及び当該住宅に備え付けの生活用品をいう。

### (利用者の資格)

第4条 住宅を借り受ける者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 町への移住を検討している者のうち、町の移住担当窓口を通じて移住しようとするものであること。
- (2) 住宅の利用料の支払い能力があること。
- (3) 転勤又は婚姻による転入者でないこと。
- (4) 就業未経験者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める要件を満たすこと。

### (利用申請)

第5条 利用者は、鷹栖町移住体験住宅等利用申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

### (許可)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支障がないと認めたときは、鷹栖町移住体験住宅等利用許可書（別記様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。

2 町は、前項の許可をする場合において、当該年度に同一者又はその家族か

ら2回以上の申請があったときは、利用後30日以上を隔てなければ許可することができない。

(契約)

第7条 許可書の交付を受けた利用者は、鷹栖町移住体験住宅等賃貸借契約書(別記様式第3号)により町と締結しなければならない。

(利用期間)

第8条 住宅の利用期間は、7日間以上45日間以内とする。ただし、町長が特別な事情があると認めるときは、この利用期間を延長し、又は短縮することができる。

(利用料)

第9条 第7条の規定による契約を締結した利用者は、別表に掲げる住宅利用料及び生活用品使用料(以下「利用料等」という。)を前納しなければならない。

- 2 前項に規定するもの以外の移住体験に係る費用は、利用者の負担とする。
- 3 第1項の規定により納付した利用料は、これを還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。
  - (1) 前条ただし書きの利用期間を延長し、又は短縮する場合
  - (2) 天災その他やむをえない事情により利用者の責に帰することができないと認められる場合

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取り扱いに十分注意するとともに水道凍結防止に配慮し、備え付けの生活用品を適切に取り扱うこと。
- (3) 利用者は住宅周辺の除草や除雪を適宜行い、周辺環境の整備をすること。
- (4) 移住体験で排出されるごみ類は、町の定めに基づき適切に排出すること。
- (5) 利用者は、住宅の利用期間が終了又は利用許可を取り消されたときは、直ちに住宅の鍵を町に返却すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、住宅の利用に関し、町長が必要と認める事項に関する事。

(制限される行為)

第11条 利用者は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の製造及び販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 就業すること。ただし、町内で実施する就業体験を除く。
- (3) 住宅の所在地に住所を定めること。
- (4) 興行、展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (7) 近隣住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) 住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (9) 利用許可と相違する他の人を宿泊させること。
- (10) 住宅の内外を問わず動物の飼育を行うこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、住宅の利用にふさわしくない行為をすること。

(利用許可の取り消し)

第12条 町は、利用者に第10条及び前条の規定に違反する行為があったと認めるときは第6条の規定による利用許可を取り消すことができる。

(明渡し)

第13条 利用者は、利用期間が終了する当日の午後3時まで、町長が指定した職員の立ち会いのもと住宅を明け渡さなければならない。

- 2 前条の規定に基づき利用許可が取り消された場合にあっては、直ちに住宅から退去しなければならない。
- 3 利用者は、前2項の規定により住宅を明け渡す際に通常の使用に伴い生じた損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。
- 4 町長は、前項の規定に基づき利用者が行う原状回復の内容及び方法について利用者と協議することができる。

(立入り)

第14条 町は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全、その他住宅の管理上特に必要があるときは、利用者の許可なく住宅内に立ち入ることができる。

- 2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立ち入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第15条 利用者は、故意又は過失により住宅及び生活用品を破損及び汚損、又

は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事由により、町が特に認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による住宅を破損及び汚損、又は滅失したときは、直ちに町に報告しなければならない。

(事故免責)

第16条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、町長はその責任を負わない。

附 則

この規則は平成27年11月1日から施行する。

別表（第9条関係）

住宅種別	名 称	利用日数	住宅利用料	生活用品使用料 (電気・ガス代含む)
短期住宅	移住体験住宅A (北斗小4)	7日間	3,570円	13,930円
		8日以上14日まで	7,140円	27,860円
		15日以上30日まで	15,300円	59,700円
		31日以上45日まで	22,950円	89,550円

1. 移住体験住宅Aは住宅利用料と生活用品使用料の合計額を前納し、退去時に水道料金及び灯油代を精算する。